

課徴金事例における KAM と会計監査人の異動

安 田 忍

要旨

本稿は、株式会社ディー・ディー・エス、株式会社東京衡機、株式会社旅工房の3社について、(1) 課徴金納付命令の事由となった不適切な会計処理の概要、(2) 当該不適切な会計処理が発覚する前に記載されていた KAM（監査上の主要な検討事項）と不適切な会計処理との関連性の有無、(3) これら3社が不適切な会計処理の発覚の前後で会計監査人の異動を行った理由、以上の3点を中心に考察し、KAM の記載が監査制度上有用であったかどうかを明らかにしている。

キーワード：課徴金納付命令勧告、KAM（監査上の主要な検討事項）、監査報酬、会計監査人の異動、不適切な会計処理

1. はじめに

上場会社の監査では、2021年3月期決算に係る監査から「監査上の主要な検討事項」（以下、KAM という）を監査報告書に記載することが要請されており、2023年3月期決算で3年目となっている。

日本公認会計士協会（以下、JICPA という）の調査によれば、会計不正の事実を公表している上場会社は、2021年4月から2022年3月までに33社、2022年4月から2023年3月までは34社となっている（JICPA（2023）、p. 3）。

これらの上場会社に関して、証券取引等監視委員会（以下、SESC という）が開示検査を行い、開示規則違反として課徴金納付命令勧告を行っている会社数は、2021年5社、2022年7社、2023年7月現在2社である（SESC Web サイト）。

有価証券報告書の虚偽記載が課徴金納付命令勧告の対象とされている場合、会計監査人が当該虚偽記載を除外事項として監査意見に反映させている事例はほとんど存在しない。それは、会計監査人が当該虚偽記載を看過していた場合と、監査意見に反映させるほどの重要性や広範性を有しないと判断した場合があるであろう。しかし、KAM の記載が義務付けられる今日においては、監査意見に反映させるほどではないと判断した場合にあっては、少なくとも KAM には当該事項が記載されているべきだ

(制度的にも記載が期待されている) と考える。そこで、課徴金納付命令勧告の対象となった有価証券報告書について、該当する事項に関連する KAM の記載の有無、記載がある場合にはその内容について検討する。そのため、本稿では、考察の対象とする上場会社を、次の 2 つの条件によって絞ることとする。

- ① 2023 年 7 月までに SESC が課徴金納付命令勧告を行っている
- ② 不適切な会計処理の発表前（発覚前）に KAM を記載して提出済みの有価証券報告書が課徴金の対象となっている

上記の条件に該当する上場会社は、グレイステクノロジー株式会社、株式会社北弘電社、株式会社ディー・ディー・エス、株式会社東京衡機、株式会社旅工房の 5 社であった。

このうち、グレイステクノロジーおよび北弘電社はすでに別稿(安田(2022), (2023))において検討しているので、本稿では、ディー・ディー・エス、東京衡機、旅工房の 3 社を取り上げる。ただし、各事例の調査報告書による詳細な内容の検討は別の機会に譲ることとし、SESC の「市場へのメッセージ」(SESC (2023a), (2023d)) および「令和 4 事務年度開示検査事例集」(SESC (2023e)) で紹介している内容に依拠し、必要に応じて調査報告書を参照しながら不適切な会計処理の概略を述べる。

また、3 社では、問題発覚の前後で会計監査人が異動している。問題発覚に伴う会計監査人の異動は、グレイステクノロジー、北弘電社でも行われていた。そこで会計監査人の異動理由についても考察する。

2. ディー・ディー・エスの事例

2.1. 第三者委員会調査報告書の調査対象

株式会社ディー・ディー・エス（以下、DDS という）は、名古屋市に本社を置き、生体認証機器の開発・販売を行う会社である。2005 年 11 月に東証マザーズに上場し、2022 年 4 月からの新市場区分でグロース市場に移行している。

DDS は、2022 年 5 月 12 日に第三者委員会の設置を発表し (DDS (2022a))、同年 8 月 8 日に第三者委員会の調査報告書を公表した (DDS (2022b))。

第三者委員会設置のきっかけは、2022 年 12 月期第 1 四半期決算発表を 2022 年 5 月 13 日に行う予定で準備を進めていたところ、外部機関から次の指摘を受けたことによる。すなわち、DDS が 2018 年 12 月 21 日付けでシンガポールの MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD. (以下、MMT という) に対して売上計上した取引について、MMT が DDS の子会社に該当するため、売上を内部消去すべきではないかという指摘である。調査報告書はこれを「本件取引」(または、本件事案) と呼んでいる (DDS (2022b), p. 1.)。

第三者委員会は、本件取引の調査とともに本件取引に類似する事案や、それ以外の不適切な会計処理の疑いがある取引についても調査するため、調査対象期間を2016年12月期から直近の四半期決算期である2022年12月期第1四半期までとした。本件取引は2018年12月期の売上計上に関するものであるが、調査対象を2016年12月期からとしているのは、DDSが2016年12月期において「継続企業の前提に関する重要事象等」(以下、重要事象等という)の記載を解消していること、2016年12月期では12月に多額の売上および資産計上がなされていることを踏まえたものとされている(DDS(2022b), p. 4)。

DDSは、第三者委員会の調査報告書を2022年8月8日に受領したのち、2022年8月12日に2016年12月期から2022年12月期第1四半期までのすべての有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書を提出し(DDS(2022c))、2022年9月2日に再び訂正報告書を提出している(DDS(2022d))。また、次節で述べる課徴金納付命令勧告が出された後の2023年5月15日にも、三度目の訂正報告書を提出している(DDS(2023c))。

なお、DDSにおいて広範に不適切な会計処理が行われていたことの最も大きな要因として、調査報告書は、同社の創業者かつ代表取締役会長であった「三吉野氏がおおよそ希望的観測に基づく非現実的な売上予算に固執したこと、にもかかわらず三吉野氏は予算必達を社内に厳命していたことにある」と述べている(DDS(2022b), p. 109)。

2.2. 課徴金納付命令勧告の対象と事由

課徴金納付命令勧告の日付は2022年12月9日である¹⁾。課徴金納付命令勧告が課徴金の対象とした有価証券報告書および四半期報告書(以下、有価証券報告書等という)は、2017年12月期有価証券報告書から2022年12月期第1四半期報告書までの合計17本、および、2022年8月12日に提出された上記有価証券報告書等の訂正報告書、合計13本である(SESC(2022))。すなわち、有価証券報告書等だけでなく、それらの訂正報告書にも課徴金が課されている²⁾。

有価証券報告書等が虚偽記載とされた事由は、主に次の2つである(SESC(2022))。

- ① 売上の過大計上、貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理を行ったこと
- ② 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況等(重要事象等)が存在するにもかかわらず、有価証券報告書および四半期報告書の第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】にそ

1) 課徴金納付命令の決定は、金融庁から2023年2月8日に行われている。

2) これらの有価証券報告書等を組込情報または参照情報とする有価証券届出書も課徴金納付命令勧告の対象になっているが、本稿では考察対象から省いている。

の旨およびその具体的な内容を記載しなかったこと

①の不適正な会計処理の1つである売上の過大計上は、上述のMMTに対する販売について、MMTがDDSの子会社に該当するにもかかわらず連結内部取引とせずに売上として処理し、売上を過大に計上していたことや（SESC（2023e），p. 22.），それ以外にも収益認識の要件を満たさない売上の計上をしていたものである。

もう1つの不適正な会計処理である貸倒引当金繰入額の過少計上とは、DDSから代表取締役会長である三吉野氏に対して貸付が行われていたが、当該貸付金について、担保が不十分であり三吉野氏の資産状況からは返済能力も認められないことから貸倒引当金を計上すべきであったにもかかわらず、貸倒引当金を計上せず、費用とすべき貸倒引当金繰入額を過少に計上したことである（SESC（2023e），p. 22.）。

次に、②の重要事象等の不記載は、本来は継続して営業損失が発生するなど、重要事象等が存在していたにもかかわらず、上記①の不適正な会計処理によって営業利益を装い、重要事象等が存在しないとして、重要事象等の記載を行わなかったものである（SESC（2023e），pp. 21-22.）³⁾。

このことに関して、DDSは、「継続企業の前提に関する事項の注記」（以下「GC注記」という）を2008年12月期から記載していたが、2014年5月に「「継続企業の前提に関する注記」の記載解消に関するお知らせ」（DDS（2014））を、また2017年2月には「「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載解消についてのお知らせ」（DDS（2017））を公表し、2016年12月期以後は重要事象等の記載は行っていなかった。

2022年8月8日の第三者委員会の調査報告書を受けて、2022年8月12日に2017年12月期から2021年12月期までの有価証券報告書ならびに2019年12月期第3四半期から2021年12月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しているが、その訂正にも多くの虚偽記載が含まれていたため、それらもすべて課徴金の対象となっている。

課徴金納付命令勧告によれば、上記の不適正な会計処理および重要事象等の不記載を訂正するにあたり、貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当期純損失等が本来整合すべきにもかかわらず整合していなかったなど、多くの虚偽記載のある連結財務諸表等を作成、提出していた（SESC（2022））。

結局、上述のように2023年5月15日に、2022年9月2日に提出した有価証券報告書等の訂正報告書に記載した提出理由等を訂正するために、三度目の訂正報告書（以下「再々訂正報告書」という。）を提出することになる。

3) DDSの事例は、重要事象等の不記載を課徴金納付命令勧告の対象とした初めての事例である（SESC（2023e），p. 21.）。

この再々訂正報告書により、同社が2022年8月12日に提出した有価証券報告書等の訂正報告書および2022年12月期第1四半期報告書について、虚偽の表示があるリスクが相応に高いことを認識しながら有価証券報告書等を提出していたことが判明したため、東京証券取引所は2023年5月15日にDDS株式を監理銘柄（審査中）に指定した。さらに7月3日には、内部管理体制確認書の提出前であったが、東京証券取引所は、DDSの内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと認め、2023年8月4日付けでの上場廃止を決定している（東証（2023b）、（2023c））。

2.3. 監査意見およびKAMの推移

図表1は課徴金納付命令勧告の対象となった有価証券報告書（四半期報告書は省略）に対する監査意見およびKAMをまとめたものである。

DDSは、2016年12月期以後、SESCが不記載を問題とした重要事象等の記載を上述のように行っていない。また、DDSは、2020年8月にMMTの第三者割当増資を引き受けるまではMMTを子会社としていなかったが、SESCは、2018年12月の取引時点でMMTはDDSの実質的な子会社であったので、連結外しによる売上の過大計上を行っていたとことを問題とした。しかし、太陽有限責任監査法人（以下、太陽監査法人という）による監査意見は、2016年12月期から、すべて無限定適正意見であった。

DDSは12月期決算のためKAMの記載は2021年12月期有価証券報告書からであるが、KAMは「MMTに関するのれん及び技術資産の減損損失計上額の妥当性」となっている。当該有価証券報告書も課徴金の対象となっているが、その事由は、「重要事象等」の不記載である。「重要事象等」は財務諸表に対する注記とは異なり、監査の対象ではないので、KAMへの記載がなかったことは特に問題とはいえない。

しかし、調査報告書がまとめた財務諸表への影響では、実際には2016年12月期から2021年12月期まで営業利益、経常利益、純利益は赤字となっている（DDS（2022b）、p.108.）。太陽監査法人はGC注記もしくは重要事象等の再記載の要否について検討していたようなので（DDS（2022b）、pp.112-113.）、収益認識についての特に注意を払った監査が望まれたように思われる。

なお、2021年12月期有価証券報告書の訂正報告書は、それ以前の有価証券報告書等と共に2022年8月12日に提出された。これに対する太陽監査法人による監査意見は無限定適正意見であった。KAMは、「不正による連結財務諸表の訂正」となっている。また、2022年12月期有価証券報告書も、太陽監査法人が無限定適正意見を表明している。そして、2回目の記載となるKAMは、「売上の期間帰属の適切性」と「決算・財務報告プロセスに係る内部統制が連結財務諸表に及ぼす影響」の2つであった。これらはどちらも調査報告書で明らかとなった不正な会計処理および不正な開示、ならびに内部統制の不備に関係したものである。

図表 1 ディー・ディー・エスに対する監査意見と KAM

有価証券報告書	提出日	監査法人	監査意見	KAM
2016年12月期～2020年12月期 有価証券報告書（有報と略記）		太陽	無限定 適正意見	
2021年12月期有報	2022/3/25	太陽	無限定 適正意見	MICROMETRICS TECHNOLOGIES PTE. LTD. に関するのれん及 び技術資産の減損損失計上 額の妥当性
訂正報告書 2016年12月期～2020年12月期有報 2021年12月期有報	2022/8/12	太陽	すべて 無限定 適正意見	不正による連結財務諸表の 訂正
訂正報告書 2016年12月期～2021年12月期有報	2022/9/2	監査を受けずに提出		
2022年12月期有報	2023/3/31	太陽	無限定 適正意見	・売上の間帰属の適切性 ・決算・財務報告プロセス に係る内部統制が連結財 務諸表に及ぼす影響
訂正報告書 2016年12月期～2020年12月期有報 2021年12月期有報 2022年12月期有報	2023/5/15	太陽	無限定 適正意見	・不正による連結財務諸表 の訂正 ・決算・財務報告プロセス に係る内部統制が連結財 務諸表に及ぼす影響 ・売上の間帰属の適切性 ・決算・財務報告プロセス に係る内部統制が連結財 務諸表に及ぼす影響

（出所：各期の有価証券報告書および訂正報告書をもとに著者作成）

2.4. 会計監査人の異動

DDSは、2023年3月30日の定時株主総会の終結をもって、会計監査人が準大手監査法人である太陽監査法人から中小監査法人である應和監査法人に異動している。

異動理由は、太陽監査法人が任期満了となること、監査期間が長期（継続監査期間10年）にわたること、DDSの事業規模に見合った監査対応および監査の専門性、独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果であるとしている。また、應和監査法人とした理由は、監査実績や監査報酬がDDSの事業規模に適していること、新たな視点での監査が期待できること、應和監査法人の専門性、独立性、適切性および品質管理体制を総合的に検討した結果としている（DDS（2023a）、（2023b））。

図表2は監査報酬および監査人員の推移を示している。監査報酬と事業規模の関

係も異動理由にあるが、2022年12月期までは太陽監査法人が担当しており、また、DDSは2023年8月で上場廃止となるので、應和監査法人の報酬および人員は不明のため、比較はできない。

図表2 ディー・ディー・エス 監査報酬（監査証明業務）の推移

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
監査報酬	22,000千円	23,000千円	23,500千円	33,500千円	110,160千円 ^{※1}
業務執行社員数	記載なし	2人	2人	2人	3人
補助者(会計士+その他)	記載なし	6人+6人	8人+13人	7人+22人	9人+19人

※1 過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬¥85,160千円を含む
(出所：各期の有価証券報告書をもとに著者作成)

しかし、2022年9月2日に提出された訂正報告書は、監査を受けずに、DDSが勝手に提出している。これに関しては、2023年5月に再々訂正報告書を提出した際のDDSの提出理由によると、8月12日に訂正報告書を提出したすぐ後の8月13日に太陽監査法人から、当期連結貸借対照表の利益剰余金から前連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と当期連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純損失が合致していない等、財務諸表等を作成するうえでの根本的な指摘を受けていた。このため、当該指摘内容からすれば、本来であれば、2022年9月2日の訂正報告書提出時において、改めて監査報告書の添付が必要であったが、訂正監査を行う必要はないと判断し、訂正監査を受けていなかった。課徴金納付命令の勧告等を受けてから日数をかけて関係者と協議を重ね助言・指摘を受けた中で、訂正監査を受けることを2023年3月10日に判断したと述べている（DDS（2023d），pp. 3-4.）。

このようなDDS側の監査法人に対する対応に対して、太陽監査法人から任期満了を機に契約を拒んだ可能性も否定できない。

3. 東京衡機の事例

3.1. 第三者委員会調査報告書の調査対象

株式会社東京衡機（以下、TKSという）は、東京都に本社を置く、材料試験機・動力試験機の製造、販売会社である。1961年に東証第二部に上場し、2022年4月からの新市場区分ではスタンダード市場に移行している。

TKSは、2022年12月9日に第三者委員会の設置を発表し（TKS（2022c））、2023年3月3日に第三者委員会の調査報告書を公表している（TKS（2023a））。

第三者委員会が設置された理由は、2022年11月に外部機関から次の指摘を受けたことによる。すなわち、TKSおよびその連結子会社である株式会社東京衡機エンジ

ニアリング（以下、TKE という）が 2019 年 2 月期より展開していた商事事業につき、実質的には TKS（または TKE）が取引の主体となっていない代理人取引や金融的取引等が含まれているとの疑義のほか、商事事業の主要な販売先である G1 社を TKS の連結子会社として取り扱うべきでないかとの指摘（以下、本件事案という）である（TKS（2023a），p. 1.）。

本件事案および本件と類似する取引の有無その他を調査するため、調査対象期間は、商事事業が開始された 2019 年 2 月期期首から 2023 年 2 月期第 3 四半期末までの有価証券報告書および四半期報告書としている（TKS（2023a），p. 1.）。

第三者委員会の調査報告書を 2023 年 3 月 3 日に受領したのち、TKS は、2023 年 3 月 8 日に 2019 年 2 月期有価証券報告書から 2023 年 2 月期第 3 四半期報告書までのすべてについて訂正報告書を提出し（TKS（2023b），（2023c））、さらに 3 月 24 日に監査意見の根拠を訂正するための訂正報告書を提出している（TKS（2023d））。

なお、調査報告書は、G1 社を TKS の連結子会社としないことは問題ないとしている（TKS（2023a），p. 103.）。また、不正の原因として、前代表取締役社長により掲げられた TKS グループとしての大きな目標の達成のためには、商事事業において売上や利益を確保しなければならないという一定のプレッシャーが存在していたことが挙げられている（TKS（2023a），p. 109, p. 111.）。

3.2. 課徴金納付命令勧告の対象と事由

課徴金納付命令勧告の日付は 2023 年 5 月 19 日である⁴⁾。課徴金納付命令勧告が課徴金の対象とした有価証券報告書等は、2021 年 2 月期第 1 四半期報告書から 2022 年 2 月期有価証券報告書までの合計 8 本である（SESC（2023b））。

有価証券報告書等の虚偽記載の事由は、売上の過大計上である。証券取引等監視委員会は、次の 2 つの手法を用いた架空売上の計上を問題としている（SESC（2023d），1）。

まず 1 つは、TKS が 2019 年 2 月期以降に開始した商事事業によって、商品売買を仮装した資金貸付取引（実質金融取引）により、架空売上の計上を行ったことである。

TKS およびその連結子会社は、特定の仕入先から日用雑貨、化粧品、掃除機やテレビ等の家電製品などの商品を仕入れ、仲介業者に販売していた。この取引は、商品売買という商取引の形態を採っているが、仕入先に対して支払った仕入代金が、販売先を経由して TKS 等に還流しており、実質的には資金貸付取引（実質金融取引）であった。このような取引では、仕入代金と売上代金を相殺のうえ、利益相当額を営業外収益として計上すべきであったにもかかわらず、売上および売上原価を総額で計上していた。

4) 課徴金納付命令の決定は、金融庁から 2023 年 6 月 28 日に行われている。

2つめは、代理人取引による売上の過大計上である。TKSが行っていた商取引のうち、仕入先と販売先の間で取引商品や金額・決済条件等がおおむね決定され、目的物の引渡し等に対する関与の程度が小さく、代金の立替払いをすることを主な役割として手数料を得る取引、いわゆる代理人取引においては、仕入価格と販売価格の差額（純額）を手数料収入として売上計上すべきであったにもかかわらず、売上および売上原価を総額で計上していた。

なお、東京証券取引所は2023年3月30日付けで特設注意市場銘柄に指定し⁵⁾、上場契約違約金の徴求を決定している（東証（2023a））。

3.3. 監査意見およびKAMの推移

図表3は課徴金納付命令勧告の対象となった有価証券報告書に対する監査意見およびKAMをまとめたものである。

TKSは2月期決算であるから、KAMの記載は2022年2月期有価証券報告書からとなる。

2022年2月期有価証券報告書の監査意見は、アスカ監査法人（以下、アスカという）

図表3 東京衡機に対する監査意見とKAM

有価証券報告書	提出日	監査法人	監査意見	KAM
2019年2月期 2020年2月期～2021年2月期 有価証券報告書		RSM 清和 アスカ	限定付 適正意見	
2022年2月期 有価証券報告書	2022/5/27	アスカ	無限定 適正意見	・繰延税金資産の回収可能性の評価 ・関連当事者を譲受人とした子会社株式の売却取引 ・主要な顧客向け売上取引の実在性
訂正報告書 2019年2月期～2022年2月期 有価証券報告書	2023/3/8	アリア	限定付 適正意見	2022年2月期訂正有価証券報告書のみ記載 「限定付適正意見の根拠」の記載事項を除き、KAMはないと判断
2023年2月期 有価証券報告書	2023/5/26	アリア	限定付 適正意見	「限定付適正意見の根拠」の記載事項を除き、KAMはないと判断

（出所：各期の有価証券報告書および訂正報告書をもとに著者作成）

5) 原則として1年間の改善期間が設けられる。東証による審査で内部管理体制などに問題がないと認められれば指定解除となり、問題が認められた場合は原則上場廃止となる。

によって無限定適正意見が表明されている。そして、KAM は、「繰延税金資産の回収可能性の評価」、「関連当事者を譲受人とした子会社株式の売却取引」、「主要な顧客向け売上取引の実在性」の3つであった。このうち、「主要な顧客向け売上取引の実在性」が今回の商事事業に関する不適切な会計処理に関係している。

KAM では、注記事項のセグメント情報に基づいて主要な顧客が株式会社ワンプラスであり、同社に対する売上高が売上高全体の34.1%を占めることから、「同社に対する売上高について虚偽表示が生じた場合には、その金額的重要性を鑑みると、売上高及び利益への影響が大きなものとなる可能性が高いと考えられる」としている。

公表された開示版の調査報告書は黒塗りによって取引先の実名を伏せているので、調査報告書からは取引先の会社名は判別できないが、有価証券報告書のセグメント情報ではワンプラスへの売上が商事事業であるとしているので、アスカは商事取引による売上の実在性が虚偽表示の可能性もあることを視野に入れてKAM にしていたことが分かる。

なお、調査報告書では、アスカは、2022年2月期第1四半期のレビュー結果の報告以降、2022年2月末の会社法監査報告まで、四半期レビューおよび期末監査のたびに、TKS に対する監査法人報告会において、繰り返し、商事事業に関する問題点（担当取締役への属人的な業務の帰属、内部統制の不備、商品の実在性など）を厳しいニュアンスで指摘していたこと、それに対してTKS 側が十分な対応をしていなかったことを明らかにしている（TKS (2023a), pp. 96-99, pp. 115-119.）。このような記述から、アスカは虚偽表示の可能性に対する強い懐疑心を抱いて監査を実施していたことが分かる。

2022年2月期有価証券報告書の訂正報告書は、2023年3月8日および3月24日に提出され、監査はアスカから交代した監査法人アリア（以下、アリアという）が行っている。訂正報告書の監査意見は限定付適正意見に変わっている。また、2023年2月期有価証券報告書の監査意見も限定付適正意見である。限定付適正意見の根拠としては、訂正にあたって、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証する十分かつ適切な監査証拠が入手できず、金額の修正が必要かどうかの判断ができなかったためとしている。また、KAM については「限定付適正意見の根拠」に記載している事項を除き、報告すべきKAM はないと判断している。

3.4. 会計監査人の異動

TKS では、2022年5月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、アスカが任期満了として退任し、アリアに異動している。

アスカからアリアへの異動は、TKS の不適切な会計処理が発覚する12月9日の前に行われている。一般に、会計不祥事に伴う会計監査人の異動は、不適切な会計処理の

発覚後に行われる場合が多いが、発覚前に異動していることがこの事例の特徴である。

異動理由は、アスカが任期満了（継続監査期間3年）となること、そのため、改めてTKSグループに係る適正な監査報酬の水準等について見直しを行い、会計監査人の変更も視野に入れて複数の監査法人を候補者として検討し、アスカとも協議した結果、会計監査人に必要とされる独立性、専門性、品質管理体制、監査報酬、TKSグループの事業への理解度等を総合的に勘案して、アリアを選任したとしている（TKS（2022a）、（2022b））。

この異動は、中小監査法人であるアスカから中小監査法人であるアリアへの異動である。見直しの理由に適正な監査報酬の水準を挙げているので、監査報酬の推移を見ると図表4のとおりである。2023年2月期にアリアによって過年度決算の訂正が行われているため総額は多いが、その分を差し引けば、報酬額は以前に比べると確かに低くなっている。

図表4 東京衡機 監査報酬（監査証明業務）の推移

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
監査報酬	33,000千円	25,000千円	24,000千円	26,000千円	118,000千円 ^{※1}
業務執行社員数 補助者(会計士+その他)	記載なし	2人 4人+3人	2人 3人+2人	2人 3人+4人	2人 2人+3人

※1 過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬¥98,000千円を含む
(出所：各期の有価証券報告書をもとに著者作成)

しかし調査報告書によれば、「2022年2月16日、アスカから会計監査人を辞任したい旨の連絡を受け、同年5月26日開催予定の第116回定時株主総会終結の時をもって、アスカが退任することとなり、アリアが後任の会計監査人に就任した」(TKS（2023a）、p. 99.)と述べられている。

TKSからの発表（および臨時報告書）では、任期満了に伴って見直した結果としての変更としか読み取れないが、実はアスカの側から辞任を申し出たのである。

上述のように、調査報告書では、アスカから商事事業に関する指摘事項を繰り返しTKS側に報告していたが、十分な対応をしてこなかった状況が述べられている。推測となるが、このようなTKS側の態度を受けてアリス側から契約の解除を望んだものと思われる。

4. 旅工房の事例

4.1. 外部調査委員会調査報告書の調査対象

株式会社旅工房（以下、TBKという）は、東京都に本社を置く、旅行業者である。

2017年に東証マザーズに上場し、2022年4月からの新市場区分ではグロース市場に移行している。

TBKは、2022年2月4日に外部調査委員会の設置を発表し（TBK（2022a））、同年3月2日に調査報告書を受理している（TBK（2022b））。

外部調査委員会が設置された理由は、TBKのリスクコンプライアンス委員会より、Go Toトラベル事業給付金の受給を申請していた取引の一部に、宿泊等の実態がないために給付金の受給対象とならない可能性のある取引が存在するとの報告を受けたことによる。

調査報告書は、財務への影響については直接は述べていないが、TBKは、調査報告書の調査結果を踏まえて過去の決算の訂正を行い、2022年3月17日に、2021年3月期有価証券報告書、2021年3月期第3四半期報告書、2022年3月期第1四半期報告書、2022年3月期第2四半期報告書の4本について訂正報告書を提出している。

しかし、その後、外部機関から、前回調査の対象となった取引のうち、2020年11月から12月にかけて計上された売上に関する事実関係（資金循環の有無やその内容、TBKの役員の関与および認識等）のより深度のある調査が必要との指摘がなされたため、再度、検証委員会を設置し（TBK（2023a））、2023年2月10日に検証報告書を受理した（TBK（2023b））。

検証報告書は、調査報告書を踏まえて行われた訂正のための会計処理は妥当であったとして、財務諸表数値の修正の必要性はないと判断している（TBK（2023b）、p. 31.）。しかし、上記4本の訂正報告書について、検証報告書の結果を受けて訂正理由の一部に修正を要する事項が生じたため、2023年4月14日に再度、訂正報告書を提出している。

なお、TBKが不適切な会計処理を行った主な原因として、開示検査事例集では、検証報告書の記載（TBK（2023b）、pp. 36-41.）を整理して、次の2つを挙げている（SESC（2023e）、p. 20.）。

- ① 元CFOが執行役員の一人から資金循環を疑問視する相談を受けていたにもかかわらず、会計上の問題の有無を事前に会計監査人に確認・相談するなど慎重な対応を行わなかった。
- ② 元社長らはTBKを起点とする資金循環という異常な支払フローを認識していたにもかかわらず、会計上の問題の有無を検討するなどの対応を行わなかった。

4.2. 課徴金納付命令勧告の対象と事由

課徴金納付命令勧告の日付は2023年6月6日である⁶⁾。課徴金納付命令勧告が課徴

6) 課徴金納付命令の決定は、金融庁から2023年8月8日に行われている。

金の対象とした有価証券報告書等は、2021年3月期有価証券報告書および2021年3月期第3四半期から2022年3月期第2四半期までの四半期報告書の、合計4本である（SESC（2023c））。

有価証券報告書等の虚偽記載の事由は、売上および売上原価の過大計上である。

TBKは、GoToトラベル事業給付金対象となる受注型企画旅行商品の仕入れ・販売を行っていたが、GoToトラベル事業給付金の支給を受けることを目的に、TBKから仕入先に支払われた仕入代金の一部が仕入先から販売先に資金移動し、販売先からTBKに支払われる販売代金の一部に充てられていた。したがって、TBKは、売上および売上原価を計上することができなかつたにもかかわらず、売上および売上原価を計上していた（SESC（2023d）、4）。

4.3. 監査意見およびKAMの推移

図表5は課徴金納付命令勧告の対象となった有価証券報告書に対する監査意見およびKAMをまとめたものである。

2021年3月期有価証券報告書に対するEY新日本有限責任監査法人（以下、EY新日本という）の監査意見は無限定適正意見であり、KAMは「法人旅行に係る収益認識」、 「親会社における繰延税金資産の回収可能性」の2つである。

図表5 旅工房に対する監査意見とKAM

有価証券報告書	提出日	監査法人	監査意見	KAM
2021年3月期 有価証券報告書	2021/6/23	EY新日本	無限定 適正意見	・法人旅行に係る収益認識 ・親会社における繰延税金資産の回収可能性
2021年3月期有価証券報告書の訂正報告書	2022/3/17	EY新日本	無限定 適正意見	・前連結会計年度において識別された内部統制の開示すべき重要な不備の改善状況 ・不適切な催行実態の取引に係る会計処理 ・親会社における繰延税金資産の収益力に基づく回収可能性
2022年3月期 有価証券報告書	2022/6/29	EY新日本	無限定 適正意見	不適切な催行実態の取引に係る会計処理
2023年3月期 有価証券報告書	2023/6/29	やまと	無限定 適正意見	株式会社旅工房の法人旅行事業における売上高の実在性

（出所：各期の有価証券報告書および訂正報告書をもとに著者作成）

このうち、「法人旅行に係る収益認識」は、過去の従業員による売上の架空、過大計

上を踏まえたものである。したがって、今回の対象である GoTo トラベル事業給付金に対するものではない。

ただし、検証報告書によれば、TBK は、EY 新日本から、2021 年 3 月期第 3 四半期の四半期レビューにおいて、本件旅行商品の売上の内容または概要を確認したい旨の要請を受け、問題視されるような資料は示さずに説明したこと、また、2021 年 3 月期の期末監査においても、本件旅行商品の仕入れた単価が分かる資料の提出を求められたが、明確な資料を提出できなかったため、EY 新日本が仕入先に仕入取引に関する実在性を確認するために取引確認を行ったことが述べられている (TBK (2023b), p. 27.)。EY 新日本は、これらの監査手続によって、本件旅行商品の売買取引を特に会計上問題とするには至らなかったようである。しかし、虚偽表示リスクの疑いを持ち、対応する監査手続を実施した結果であるなら、本件も収益認識に関する KAM の 1 つとして記載すべきではなかったかと思われる。

2021 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書については、EY 新日本による監査意見は無限定適正意見、KAM は、「前連結会計年度において識別された内部統制の開示すべき重要な不備の改善状況」、「不適切な催行実態の取引に係る会計処理」、「親会社における繰延税金資産の収益力に基づく回収可能性」である。また、2022 年 3 月期有価証券報告書に対する監査意見は無限定適正意見、KAM は、「不適切な催行実態の取引に係る会計処理」である。さらに、2023 年 3 月期有価証券報告書は、やまと監査法人に変わっているが、監査意見は無限定適正意見、KAM は、「株式会社旅工房の法人旅行事業における売上高の実在性」となっている。これらの KAM のうち、「不適切な催行実態の取引に係る会計処理」や「法人旅行事業における売上高の実在性」は、2021 年 3 月期の GoTo トラベル事業給付金に関する不適切な会計処理を踏まえて決定されたものである。

なお、TBK は、2022 年 3 月期末時点で、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の大幅な落ち込み等によって債務超過となっているため、「継続企業の前提に関する注記」が行われ、監査報告書では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が表示されている。また、債務超過によって東京証券取引所は 2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定したことを公表している (東証 (2022))。

4.4. 会計監査人の異動

TBK は、2022 年 6 月 29 日の定時株主総会の終結をもって、会計監査人が大手監査法人の EY 新日本から中小監査法人のやまと監査法人に異動している。

異動理由は、任期満了 (継続監査期間 8 年) となること、経営環境の変化等により近年の監査報酬の負担が増加傾向にあることから、TBK グループの事業規模に適し

た監査対応と監査費用の相当性等について、他の監査法人と比較検討した結果であるとしている（TBK（2022c）、（2022d））。

図表6は監査報酬の推移を示している。監査報酬の負担増加は過年度決算の訂正に伴う報酬の増加も原因であるが、増加傾向にあったことは確かであり、2023年3月期は減少している。

図表6 旅工房 監査報酬（監査証明業務）の推移

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
監査報酬	21,210千円	49,575千円 ^{*1}	35,337千円 ^{*2}	52,000千円 ^{*3}	32,000千円
業務執行社員数	2人	2人	2人	2人	2人
補助者(会計士+その他)	5人+6人	12人+30人	5人+16人	4人+7人	6人+0人

※1 過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬20,400千円および追加報酬6,075千円を含む

※2 追加報酬650千円を含む

※3 過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬10,000千円を含む

(出所：各期の有価証券報告書をもとに著者作成)

5. むすび

本稿は、DDS、TKS、TBKの3社について、(1)課徴金納付命令の事由となった不適切な会計処理の概要、(2)当該不適切な会計処理が発覚する前に記載されていたKAMと不適切な会計処理との関連性の有無、(3)これら3社が不適切な会計処理の発覚の前後に会計監査人の異動を行った理由、以上の3点を中心に考察してきた。

これまでの考察の結果、本稿では以下のことが明らかとなった。

第一に、3社ともに、主として売上を過大に計上するための不適切な会計処理を行うことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したことが課徴金納付命令の事由となっている。また、DDSの事例では、本来は継続して営業損失が発生するなど、重要事象等（継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況等）が存在するにもかかわらず、売上の過大計上によって営業利益が発生しているように装い、重要事象等の存在を記載しなかったことも課徴金納付命令の事由となっている。

さらにまた、3社すべての事例においては、利益を大きく見せたい経営陣の主導または関与のもとに、いわゆる経営者不正として会社ぐるみで不適切な会計処理が実施されていた。

第二に、不適切な会計処理とKAMとの関連性の有無について述べる。

DDSの事例では、KAMの記載が関係する2021年12月期有価証券報告書については、直接的にはDDS側の重要事象等の不記載が課徴金納付命令の事由であり、また、

これについては DDS が 2016 年 12 月期からの記載解消をリリースしていたので、重要事象等に関連する KAM を記載していなくても特に問題とはいえなかった。TKS の事例は、監査人が虚偽表示の可能性も視野に入れて、不適切な会計処理に直接関係した KAM を記載している。TBK の事例では、監査法人は不適切な会計処理を疑ってはいたようであるが、実際に記載された別の KAM との重要性の比較によるものか分からないが、課徴金に関連する KAM の記載は行われていなかった。

第三に、3 社では、いずれも不適切な会計処理が発覚する前後で会計監査人の異動が行われている。3 社とも、異動の理由として、任期満了、会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬を挙げている。そして、監査事務所の規模別では、大手監査法人、準大手監査法人、中小監査法人からすべて中小監査法人に異動している。

継続監査期間が長期の場合（DDS：10 年、TBK：8 年）、任期満了を機会に会計監査人を見直すことは考えられる。また、不適切な会計処理が発覚した会社では、その後の監査においてより慎重な監査を行う必要性から、監査報酬の増額を求められることも直感的には理解できる。

TKS と TBK の監査報酬は、会計監査人の異動前後で安くなっているが（DDS はまだ資料がないため不明）、それほど大きく変化するものでもない⁷⁾。

不適切会計発覚の前後に異動する場合、公表される理由以外の何らかの実質的な事情があると考えるのが普通であろう。TKS の事例は、その典型例といえよう。TKS の事例では、発覚前に辞任していたところに着目すべき点がある。TKS によって公表された理由は、任期満了、監査報酬水準の見直しであるが、調査報告書によって、監査法人側から辞任の申し出があったことが判明している。監査の過程で不適切な会計処理の疑いがある場合や、監査後に不適切な会計処理が発覚した場合、当該会社については、監査リスクの高さや会社側の対応についての不誠実な態度を嫌って、会計監査人を辞任したいと考える監査法人が出てくるのは当然であろう。公表される情報以外に実情を知る手立てはないので憶測の域を出ないが、TKS だけでなく、DDS、TBK の事例でもそのような事情があったのではないかと思われる。

最後に、本稿で考察した 3 社の事例の中で、TKS の事例は、KAM を制度化した趣旨にかなった事例となっていることを指摘しておきたい。もともと、課徴金事例と KAM の関係を検討するきっかけとなったのは、グレイステクノロジーの事例（安田忍（2022））において、会計監査人が不適切な会計処理をかなり疑い、それに対応し

7) 公認会計士・監査審査会（CPAAOB）は、大手監査法人から準大手監査法人以下への異動傾向が続いていることを示し、上場会社の監査の担い手として中小監査法人の役割が高まっているとされる。また、異動前後の監査報酬は、より規模の小さい監査事務所へ異動した場合、約 8 割のケースで監査報酬が減少していると報告されている（CPAAOB（2023），pp. 99-100, p. 106.）。

た監査手続を実施していたにもかかわらず、KAM への記載すら行っていなかったことによる。これに対して TKS の事例は、不適切な会計処理の疑いをもったが除外事項とするに至らなかった売上高について、それを KAM として記載し、しかも決定理由では、「売上高について虚偽表示が生じた場合」には「売上高及び利益への影響が大きなものとなる」という踏み込んだ表現をしたうえで、対応して実施した監査手続を記載している。

不適切な会計処理の疑いがあり、重要な虚偽表示のリスクが高いと判断した場合に、TKS のような KAM の記載が今後の事例においても多くなれば、監査報告書に KAM を記載することの有用性は高まることになるであろう。

なお、TKS の事例において、会計監査人がなぜ疑わしい売上高を KAM として記載し、除外事項とするに至らなかったか、その理由については調査報告書において散見できる監査手続の内容を詳細に検討する必要がある。これについては今後の課題としたい。

引用文献

- 株式会社旅工房（2022a）「当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ」（2022 年 2 月 4 日）
(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6548/tdnet/2077679/00.pdf>)
- 株式会社旅工房（2022b）「当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について（別紙）調査報告書（開示版）」（2022 年 3 月 2 日）
(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6548/tdnet/2092406/00.pdf>)
- 株式会社旅工房（2022c）「公認会計士等の異動に関するお知らせ」（2022 年 5 月 27 日）
(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6548/tdnet/2133366/00.pdf>)
- 株式会社旅工房（2022d）「臨時報告書」（2022 年 5 月 31 日）
([https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WZEK0040.aspx?S100O5NO,\)](https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WZEK0040.aspx?S100O5NO,))
- 株式会社旅工房（2023a）「2022 年 3 月 2 日に受領した Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会設置のお知らせ」（2023 年 1 月 11 日）
(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6548/tdnet/2221261/00.pdf>)
- 株式会社旅工房（2023b）「2022 年 3 月 2 日に受領した Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会からの検証報告書の受理について（別紙）検証報告書（公表版）」（2023 年 2 月 10 日）
(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6548/tdnet/2235851/00.pdf>)
- 株式会社ディー・ディー・エス（2014）「「継続企業の前提に関する注記」の記載解消に関するお知らせ」（2014 年 5 月 14 日）
(<https://www.dds.co.jp/wp-content/uploads/2016/10/PressRelease20140514.pdf>)

課徴金事例における KAM と会計監査人の異動

株式会社ディー・ディー・エス (2017) 「「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載解消についてのお知らせ」(2017年2月7日)

(<https://www.buffett-code.com/disclosures/8d1341615ae0551b072783/preview>)

株式会社ディー・ディー・エス (2022a) 「2022年12月期第1四半期決算発表の延期及び第三者委員会設置に関するお知らせ」(2022年5月12日)

(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3782/tdnet/2120304/00.pdf>)

株式会社ディー・ディー・エス (2022b) 「第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ (別添) 調査報告書 (公表版)」(2022年8月8日)

(<https://disclosure.tokyo/file/tdnet/20220808/140120220808515167?fff=1>)

株式会社ディー・ディー・エス (2022c) 「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」(2022年8月12日)

(<http://ke.kabupro.jp/tsp/20220812/140120220812519963.pdf>)

株式会社ディー・ディー・エス (2022d) 「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の再提出及び過年度決算短信等の再訂正に関するお知らせ」(2022年9月2日)

(<https://disclosure.tokyo/file/tdnet/20220902/140120220902527968?fff=1>)

株式会社ディー・ディー・エス (2023a) 「会計監査人の異動に関するお知らせ」(2023年2月14日)

(<http://ke.kabupro.jp/tsp/20230214/140120230214510789.pdf>)

株式会社ディー・ディー・エス (2023b) 「臨時報告書」(2023年4月3日)

(<https://disclosure2d.edinet-fsa.go.jp/searchdocument/pdf/S100QJ7F.pdf?sv=2020-08-04&st=2023-08-29T00%3A54%3A56Z&se=2025-04-03T15%3A00%3A00Z&sr=b&sp=rl&sig=%2BLqM62zWQqFs8vudeVNQQONfBsg4ZiOSMDCkdz7KdFA%3D>)

株式会社ディー・ディー・エス (2023c) 「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の再提出及び過年度の決算短信等の再々訂正に関するお知らせ」(2023年5月15日)

(<https://disclosure.tokyo/file/tdnet/20230515/140120230515573413?fff=1>)

株式会社ディー・ディー・エス (2023d) 「有価証券報告書の訂正報告書」(2023年5月15日)

(https://www.dds.co.jp/wp-content/uploads/2023/08/2018%E5%B9%B412%E6%9C%88%E6%9C%9F-%E6%9C%89%E4%BE%A1%E8%A8%BC%E5%88%B8%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%81%AE%E8%A8%82%E6%AD%A3%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8_20230515.pdf)

株式会社東京衡機 (2022a) 「会計監査人の異動に関するお知らせ」(2022年4月20日)

(<https://www.tksnet.co.jp/wp-content/uploads/2022/04/20220420.pdf>)

株式会社東京衡機 (2022b) 「臨時報告書」(2022年4月20日)

(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WZEK0040.aspx?S100NXAX,>)

株式会社東京衡機 (2022c) 「第三者委員会の設置に関するお知らせ」(2022年12月9日)

(<https://www.tksnet.co.jp/wp-content/uploads/2022/12/20221209.pdf>)

株式会社東京衡機 (2023a) 「第三者委員会の調査報告書の受領および当社の対応等に関するお知らせ (添付) 調査報告書 (開示版)」(2023年3月3日)

(<https://www.tksnet.co.jp/wp-content/uploads/2023/03/20230303.pdf>)

株式会社東京衡機 (2023b) 「2023年2月期第3四半期決算短信の公表および2023年2月期第3四半期報告書の提出ならびに過年度の決算の訂正に関するお知らせ」(2023年3月8日)

(https://www.tksnet.co.jp/wp-content/uploads/2023/03/20230308_5.pdf)

株式会社東京衡機（2023c）「有価証券報告書等に係る監査報告書の限定付適正意見に関するお知らせ」（2023年3月8日）
（https://www.tksnet.co.jp/wp-content/uploads/2023/03/20230308_6.pdf）

株式会社東京衡機（2023d）「（訂正）有価証券報告書等に係る監査報告書の限定付適正意見に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」（2023年3月24日）
（<https://www.tksnet.co.jp/wp-content/uploads/2023/03/20230324.pdf>）

公認会計士・監査審査会（2023）「令和5年版モニタリングレポート」
（https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20230714/2023_monitoring_report.pdf）

証券取引等監視委員会 Web サイト「開示検査」
（<https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kaiji.html>）

証券取引等監視委員会（2022）「株式会社ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」（2022年12月9日）
（https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2022/2022/20221209-1.html）

証券取引等監視委員会（2023a）「市場へのメッセージ（2023年1月19日）」
（<https://www.fsa.go.jp/sesc/message/20230119.html>）

証券取引等監視委員会（2023b）「株式会社東京衡機における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」（2023年5月19日）
（https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230519-1.html）

証券取引等監視委員会（2023c）「株式会社旅工房における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」（2023年6月6日）
（https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230606-1.html）

証券取引等監視委員会（2023d）「市場へのメッセージ（令和5年6月26日）」
（<https://www.fsa.go.jp/sesc/message/20230626.html>）

証券取引等監視委員会（2023e）「令和4事務年度開示検査事例集」
（<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20230831-1/PDF.pdf>）

東京証券取引所（2022）「上場廃止に係る猶予期間入り：（株）旅工房」（2022年6月30日）
（<https://www.jpx.co.jp/news/1021/20220630-03.html>）

東京証券取引所（2023a）「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について：株式会社東京衡機株式」（2023年3月29日）
（<https://www.jpx.co.jp/listing/measures/alert/cg27su0000003uxc-att/cg27su0000003uyo.pdf>）

東京証券取引所（2023b）「監理銘柄（審査中）の指定：（株）ディー・ディー・エス」（2023年5月15日）
（<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20230515-12.html>）

東京証券取引所（2023c）「上場廃止等の決定：（株）ディー・ディー・エス」（2023年7月3日）
（<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20230703-12.html>）

日本公認会計士協会（2023）「経営研究調査会研究資料第10号 上場会社等における会計不正の動向（2023年版）」（2023年7月28日）
（https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-3-10-2-20230728.pdf）

安田忍（2022）「グレイステクノロジー社の不正会計と監査」『南山経営研究』南山大学経営学会、第37巻第1号

安田忍（2023）「北弘電社の不適切な会計処理と「監査上の主要な検討事項」」『南山経営研究』南山大学経営学会、第37巻第3号

課徴金事例における KAM と会計監査人の異動

※ 3 社（株式会社ディー・ディー・エス、株式会社東京衡機、株式会社旅工房）の各期の有価証券報告書および訂正報告書は、紙幅の関係ですべてを引用文献として逐一記載できないため、データの入手先を示す。

株式会社ディー・ディー・エス

株式会社ディー・ディー・エス Web サイト「会社情報 有価証券報告書」

(<https://www.dds.co.jp/ja/company/library2/#ir2021>)

株式会社東京衡機

金融庁 EDINET 閲覧サイト

(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WEEE0030.aspx?bXVsPUUwMTU4NyZjdGY9b2ZmJmZscz1vbiZscHI9b2ZmJnJwcj1vbiZvdGg9b2ZmJnBmcz03Jnllcj0mbW9uPQ==>)

株式会社旅工房

株式会社旅工房 Web サイト「IR 情報 有価証券報告書」

(<https://about.tabikobo.com/ir/securities>)